

## 行政財産の貸付けにより自動販売機を設置させる場合の取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市有財産の有効活用及び自主財源を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき行政財産に自動販売機を設置する際の事務の取扱いについて必要な事項を定め、円滑に事務を処理することを目的とする。

### (借受人の選定等)

第2条 借受人は、原則として、一般競争入札の方法により選定するものとする。

2 施行伺は、市有財産有償貸付の施行について（様式第1）により作成し、また、収入（執行）見込額は、設計書（様式第2）により積算するものとする。

### (一般競争入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札参加者の資格については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により競争入札に参加させることができない者を除くほか、更に必要に応じて次に例示する事項を付すものとする。

- (1) 自動販売機の設置業務において、2年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去2年以内に管理及び運営する同種の販売品目の自動販売機を設置した実績があること。
- (2) 国税、県税（愛知県）及び田原市税の未納がないこと。
- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、田原市から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一庁舎等内の複数の入札案件に対して、同一者が落札できる件数の上限を設定することができるものとする。

3 一般競争入札参加者の資格は、入札者参加資格調書（様式第3）により定めなければならない。

（一般競争入札の公告）

第4条 一般競争入札の公告は、田原市公告式条例（昭和36年田原町条例第40号）第2条第2項に定める方法によるものの他、その写しを田原市ホームページへ掲載するものとする。

（入札説明書）

第5条 入札参加者へ配布するために、入札説明書を作成するものとする。

（入札参加申込み）

第6条 入札参加申込みは、日時及び受付場所を指定し、あらかじめ設定した期間内に必要な書類を提出させることにより受付けるものとする。

2 入札参加申込みの際には、次の書類を提出させるものとする。なお、第4号及び第6号については、原本の確認を条件に、写しを提出させることができるものとする。

(1) 一般競争入札参加申込書（様式第4）

(2) 委任状（様式第5）（代理人により入札する場合）

(3) 誓約書（様式第6）（代理人により入札する場合は本人又は代表者の誓約書）

(4) 証明書類（発行日から3か月以内のもので次に掲げるもの）

ア 法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

イ 個人の場合

(ア) 住民票

(イ) 身分証明書（市区町村長の発行するもの）

(5) 自動販売機の設置業務において、2年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去2年以内に管理及び運営する同種の販売品目の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

(6) 税の未納がないことの証明書

ア 税務署長が発行するもの

(ア) 法人は、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3 未納がないことの証明）

(イ) 個人は、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2 未納がないことの証明）

イ 愛知県県税事務所長が発行するもの

(ア) 法人は、「法人県民税」、「法人事業税」（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む）及び「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額がないことの証明）

(イ) 個人は、「個人事業税」及び「自動車税種別割」の納税証明書（未納の税額がないことの証明）

ウ 田原市長が発行するもの（ただし、田原市に納税義務がある場合に限る。田原市に納税義務がない場合には「田原市に納税義務がないことの申出書」）

(ア) 法人は、「法人市民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税種別割」の滞納がないことの証明書

(イ) 個人は、「個人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税種別割」及び

「国民健康保険税」の滞納がないことの証明書

(現地説明会)

第7条 行政財産の貸付けに対する現地説明会は、あらかじめ設定した期間内に、入札説明書、自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項(様式第7)を配布のうえ、入札説明、貸付対象となる場所、コンセント等の位置等の説明を行うものとする。

(一般競争入札資格審査)

第8条 入札参加申込者から提出された書類に基づき、田原市入札参加資格審査要領第2条に規定された田原市入札参加資格者名簿への登載の有無にかかわらず、個別に一般競争入札参加資格審査を行い、一般競争入札参加資格確認結果調書(様式第8)に記載するとともに、田原市財務規則(昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。)第101条第4項の規定に基づき、入札参加申込者に資格の有無を一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第9)により通知するものとする。

(入札)

第9条 入札は、あらかじめ、原則として、自動販売機1台分の貸付場所ごとに、予定価格書(様式第10)、入札執行調書(様式第11)を用意し、入札書(様式第12)により実施するものとする。

- 2 貸付料の予定価格について、契約期間が複数年にわたるときは、財務規則第110条第1項の規定に基づき複数年の総額について、定めなければならない。
- 3 一般競争入札参加申込書を提出した者が、入札を辞退する際には、入札辞退届(様式第13)を提出させなければならない。
- 4 入札保証金は免除するものとする。
- 5 入札に関して、この要領に定めのない事項については、田原市入札者心得書によるものとする。

(落札者)

- 第10条 予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 同額の入札をした者が二人以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- 3 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を実施する。

(貸付けの方法)

- 第11条 建物の余裕部分については、原則として、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
- 2 建物等の敷地の余裕部分については、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権とする。

(貸付期間)

- 第12条 貸付期間は5年以内とする。

(貸付期間の更新)

- 第13条 貸付契約の更新は認めず、当該自動販売機設置場所を貸付期間満了後に引き続き同一目的に使用する場合は、新たに借受人の選定を行うものとする。
- 2 前項の場合、契約期間満了の1年前から6か月前までの期間に、借受人に対し、市有財産有償貸付契約の終了について（様式第14）によって契約の終了を通知するものとする。

(契約の締結)

- 第14条 建物の場合は市有財産有償貸付契約書（様式第15（その1））により、土地の場合は市有財産有償貸付契約書（様式第15（その2））により、契約書を作成し、契約するものとする。

2 代理人により契約の締結、変更及び解除を行う場合は、委任状（様式第5）を提出させるものとする。

（貸付面積）

第15条 行政財産の貸付面積は、法第238条の4第2項に規定された行政財産の用途又は目的を妨げない限度の面積でなければならない。

（貸付料等）

第16条 貸付料は、落札価格（建物の場合及び土地の場合で貸付期間が1か月に満たない等消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される額に同法の規定による税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税が課される額に同法の規定による税率を乗じて得た額をいう。）を加算して得た額）とする。

2 貸付料は、契約期間中は原則として改定しないものとする。

3 光熱水費は、原則として借受人に専用メーターを設置させ、算定するものとする。

（貸付料等の納付）

第17条 貸付料については、市有財産有償貸付契約書において定める期日までに納付させるものとする。

2 借受人が納付期限までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間について財務規則第128条に定める率を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

（用途の指定）

第18条 貸付契約を締結するときは、借受人に対して、当該貸付財産の用途を「自動販売機（品目： ）の設置場所」に指定するものとする。

2 前項により指定された用途の変更は、認めないものとする。

3 貸付期間中は、定期又は随時に実地調査を実施し、借受人による貸付財産を指定用途に供する義務、その他の契約に基づく義務の履行状況について確認するものとする。なお、借受人から、自動販売機の売上状況についても報告させるものとする。

(原状変更)

第19条 借受人が、貸付財産の原状を変更することは、認めないものとする。

(権利の譲渡等)

第20条 賃借権の譲渡及び貸付財産の転貸は、認めないものとする。

(契約の義務違反に対する措置)

第21条 貸付期間中に指定用途以外の用途に供したときは、貸付料の1年分に相当する額(以下「貸付料年額」という。)の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を借受人に通知する。

2 第1項に規定する期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

3 転貸又は賃借権を譲渡したときは、貸付料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて取消しを求めることとし、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を借受人に通知するものとする。

4 前項に規定する期間内に取消しの措置を取らない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

5 実地調査及び報告の拒否等をしたときは、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(適用除外)

第22条 次の事由に該当するものについては、法238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可で対応することができるものとする。

- (1) 施設内の食堂、売店等と一体的な管理、運営でなければ、採算が取れないと判断されるもの
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により設置に努めるよう位置づけられた福祉関係団体に許可しているもの
  - (3) 施設の指定管理者に許可しており、その得られる収入が、指定管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されているもの
  - (4) 施設の用途廃止を数年後に予定しているもの
  - (5) 災害時における救援物資提供に関する協定（平成17年7月11日）に基づき設置されているもの
  - (6) その他、極めて短期的な設置であるなど公募することが困難と判断されるもの
- （その他）

第23条 入札により自動販売機を設置するため、普通財産を貸し付ける場合には、別に定めがある場合を除くほか、この要領に準じて処理をするものとする。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月8日から施行する。

附 則



この要領は、令和4年7月1日から施行する。